

8 男女共同参画の推進

男女は社会の対等な構成員として、ともに社会に参画しなければなりません。そのためには、あらゆる場面において、一人ひとりの人権が尊重され、性別による差別的取り扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。男女は本質的な存在であり、男女ともに社会を形成する責任を担うべきです。

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

(2) 男女共同参画社会基本法（平成11年）

国では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法（以下「基本法」）を制定しており、5つの基本理念を掲げています。

また、行政と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

ア 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとり人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があること。

イ 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があること。

ウ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があること。

エ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があること。

オ 国際的協調

男女共同参画社会の実現のために、国際社会と歩調をあわせながら他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があること。

(3) 岩手県男女共同参画推進条例（平成14年）

本県においても、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、「岩手県男女共同参画推進条例」（以下「推進条例」）を制定し、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めています。

この推進条例は男女共同参画を進めるため、次の7つの基本理念を掲げています。

ア 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いをせず、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会を確保し人権を尊重されること。

イ 社会の制度や慣行が、「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

ウ 男女が社会の対等な構成員として、政策や方針の立案及び決定に共同して政策等の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

エ 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、家庭における活動と他の社会の分野における活動を両立できるようにすること。

オ 国際社会の一員として、国際社会の動向と協調を図りながら、男女共同参画を推進すること。

カ 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにし、生殖に関する事項に関し双方の意思を尊重すること。

キ 男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む）を根絶するよう積極的に対応すること。

(4) いわて男女共同参画プラン

岩手県では、男女共同参画社会基本法及び岩手県男女共同参画推進条例第9条に基づき、長期的見通しに立って本県における男女共同参画社会づくりの目標、方向、実現方策を総合的に定め、併せて社会情勢の変化等による男女共同参画に関する新たな課題に対応するため、具体的な施策の推進計画である「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、学校教育を男女共同参画社会の実現に向けた基盤と位置づけており、その充実に向けた次の5つの方向性を掲げています。

ア 授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育の推進

イ 児童生徒の自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人、職業人として自立できるための能力の育成

ウ 児童生徒が互いの性を尊重して、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた教育の充実

エ 男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教員の研修体系に基づく研修等の充実

オ 性に関する指導を進めるための学校体制のあり方や指導内容などに係る研修の実施

(5) 男女共同参画に関する学習指導要領の主な記述

学習指導要領に男女共同参画に関連する事項が記述されています。学習を通して男女共同参画意識の醸成を図ることが大切です。

小学校学習指導要領 (平成29年3月告示)	中学校学習指導要領 (平成29年3月告示)	高等学校学習指導要領 (平成30年7月告示)
<p>【家庭】 〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>1 内容</p> <p>A 家族・家庭生活</p> <p>(2) 家庭生活と仕事</p> <p>ア 家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることや生活時間の有効な使い方について理解すること。</p> <p>【特別の教科 道徳】</p> <p>B 主として人とのかかわりに関すること</p> <p>[友情、信頼] 〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。</p>	<p>【社会】 〔公民的分野〕</p> <p>2 内容</p> <p>A 私たちと現代社会</p> <p>(2) 現代社会を捉える枠組み</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。</p> <p>【技術・家庭】</p> <p>2 内容</p> <p>A 家族・家庭生活</p> <p>(3) 家族・家庭や地域との関わり</p>	<p>【公民】公共</p> <p>2 内容</p> <p>A 公共の扉</p> <p>(3) 公共的な空間における基本的原理</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>オ 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。</p>

<p>【特別活動】 〔学級活動〕</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ よりよい人間関係 学級や学校の生活において互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲良くしたり、信頼し合ったりして生活すること。</p>	<p>ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。</p> <p>【特別の教科 道徳】 B 主として人との関わりに関すること</p> <p>〔友情、信頼〕 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。</p> <p>【特別活動】 〔学級活動〕</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。</p>	<p>(オ) (3)については、指導上のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること。「人間の尊厳と平等、個人の尊重」については、男女が共同して社会に参画することの重要性についても触れること。</p> <p>【家庭】家庭基礎 2 内容 A 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 青年期の自立と家族・家庭 イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。</p> <p>【特別活動】 〔ホームルーム活動〕</p> <p>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。</p>
---	--	---

※学習指導要領のうち、男女共同参画に関する記述を抜粋したもの。

(6) 男女共同参画を推進する上での教員の心構え

児童生徒を指導し、日々児童生徒と接する立場の教員が、性別にとらわれた言動をしたり、性別にかかわって差別的な取り扱いをしたりすれば、男女共同参画の取組は後退してしまいます。性別にかかわらず自らの個性や能力を発揮できるよう、教員自らが法令や計画の趣旨を踏まえ、様々な配慮をしながら男女共同参画を推進することは、これからの学校教育の重要な課題です。

次のような教員の心構えで、男女共同参画を推進していきましょう。

ア 性別による固定的な役割分担の見直し・改善

学級内における係分担や行事の際の役割において、「男子は力仕事・運搬作業」、「女子は清掃・美化」あるいは「受付・接待」という割り振りや、その他の場面でも、「男子向けの仕事」、「女

子向けの仕事」と無意識のうちに分けられていないでしょうか。授業中の活動における役割分担でも、「活動するのは男子、記録をとるのは女子」などと固定的になってはいないでしょうか。

性別にかかわらず児童生徒が持てる能力や個性を存分に発揮できるように、固定的に男女が振り分けられていた校内の様々な性別役割分担について見直す必要があります。

イ 性別による優先・優位な対応の見直し・改善

様々な場面で「男子が先」という順序が当たり前になっていないでしょうか。学校生活で意図的ではなくても、活動の順番が男女の別で決まり、「男子が先、女子は後」となっていないでしょうか。また、学校行事等や児童会、生徒会、委員会などの特別活動における役割分担として、「委員長は男子、副委員長は女子」など「リーダー役は男子、サポート役は女子」「主役は男子、脇役が女子」という割り振りになっていないでしょうか。

「男子が優位な立場になる」「男子が優先して扱われる」慣習がないか、一方で「取り立てて女子に甘い対応をする」「女子だけ条件を緩める」といった対応がないか、男女共同参画の視点で見直し、改善していく必要があります。

ウ 男女の機会均等の保障

児童生徒が自分の将来に対し、明るい希望や期待を持ち、性別にかかわらず、自己のもつ個性や能力を発揮できる社会の中でいきいきと輝いて生活できることは、男女共同参画社会の目指すところです。

性別によって、様々な学習や活動の機会に対し、男女が平等に参加できなかつたり、将来の進路選択が狭まったりすることがないように、指導の場面では十分配慮していかなければなりません。特に進路選択では性別にかかわらず活躍している姿を紹介し、自己実現を可能にする支援の必要があります。

エ セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントは重大な「人権侵害行為」です。学校内外、勤務時間内外を問わず、児童生徒が不快に感じる性的言動や性別による差別的言動は断じて行ってはなりません。次のような行為はセクシュアル・ハラスメントに該当することを十分に認識し、防止する必要があります。

- ・指導の際、必要がないのに肩や背中に触れる。
- ・スキンシップと称して特定の児童生徒を膝に乗せたり、個別指導や服装指導において不要に児童生徒の体に触れたりする。
- ・水泳等の指導で、必要以上にじろじろと見つめる。
- ・宿泊を伴う学校行事等において、男性教員が女子児童生徒の部屋に無神経に入室したり、不必要に児童生徒を教員の部屋に呼び出したりする。
- ・女子であるという理由で、肩たたきや掃除、雑用を強要する。
- ・「生理」という理由で授業を休む女子児童生徒に対し、月経周期等を必要以上に質問したり、プライバシーに配慮しなかつたりする。
- ・「女のくせに、〇〇」「男のくせに、〇〇」というような、固定的な性別役割分担意識を助長するような発言をする。
- ・「男だから〇〇」「女だから〇〇」というような、固定的な役割分担意識に基づく進路指導をする。